



歩道を走行の自転車に左側歩道を走行することを促す兵庫県条例制定を求める陳情書

「陳情理由」①歩道上では自転車は車両進行方向と同方向であるべき、歩道上で自転車が交差することを禁止するべきである。

②芦屋市自転車ネットワーク計画（原案）32ページ1. に自転車利用に関する現状と課題のタイトルがあり1) に歩道走行している自転車が多い。二つ下の枠内に1) 今後も一定数の自転車利用者が見込まれると記載されています。対応策として歩道を走行の自転車の進行方向を車両と同一とする改革のための条例が必要である。~~ま~~~~っ~~~~て~~~~、~~~~下~~~~記~~~~陳~~~~情~~~~事~~~~項~~~~の~~~~ま~~~~た~~~~り~~~~、~~~~意~~~~見~~~~書~~~~の~~~~提~~~~出~~~~を~~~~求~~~~め~~~~る~~。

〔陳情事項〕兵庫県知事に対し、歩道を走行の自転車は右側歩道通行か左側歩道通行か道交法で定めていないが、安全のため左側歩道を走行することを促す兵庫県条例の制定を求める意見書を提出すること。

平成30年7月25日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦様

陳情者住所 芦屋市三条南町

むくお しげる

陳情者氏名 椋尾 繁